

橋本市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援委託業務 プロポーザル（企画提案）実施要領

1. 委託業務名 橋本市農業集落排水事業 地方公営企業法適用支援業務
2. 業務の目的 橋本市農業集落排水事業における経営の健全化及び財務状況の明確化を図るため、地方公営企業法を適用するにあたり必要な事務手続の支援および固定資産台帳の整備を行うことを目的とする。
3. 業務概要 別添仕様書のとおり
4. 業務委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
5. 予算額 21,153,000円（消費税等を含む。）
6. 業者選定 公募型プロポーザル（企画提案）方式
7. 参加資格 本業務の受託者特定手続きの参加者は、応募日現在において、次の全ての要件を満たすことを条件とする。
 - （1）令和2年度橋本市入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
 - （2）橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止期間でないこと。
 - （3）橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づき除外されている期間でないこと。
 - （4）国税及び地方税に滞納がないこと。
 - （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立て（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立て（再生手続きの決定を受けているものを除く。）がなされていないこと。
 - （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。
 - （7）品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得している法人であること。
 - （8）日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であること。
 - （9）情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001（日本工業規格「JISQ27001」）の認証を取得している法人であること。
 - （10）過去5年（平成27年4月以降）の元請による下水道事業資産調査・評価業務及び企業会計移行事務支援業務履行実績が近畿2府4県で10件以上であること。
 - （11）仕様書記載の資格要件を満たす技術者を配置できること。
 - （12）和歌山県・大阪府・奈良県内に本店、支店、営業所等があること。
8. 参加資格の申請
 - （1）本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を各1部提出し、本プロポーザル参加資格

の審査を受けなければならない。なお、期限までに申請書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式１）
- ② 履歴事項全部証明書
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３様式）
- ④ 参加資格が証明できるもの（資格証の写し、契約書の写し、仕様書等）
- ⑤ 会社概要（様式２及びパンフレット等）
- ⑥ 過去５年の元請による同種業務実績（様式３）
- ⑦ 配置予定管理技術者経歴等（様式４）
- ⑧ 過去５年の配置予定管理技術者の同種業務実績（様式５）
- ⑨ 配置予定主任技術者経歴等（様式６）
- ⑩ 配置予定照査技術者経歴等（様式７）
- ⑪ 配置予定担当技術者経歴等（様式８）
- ⑫ 業務実施体制表（様式９）

＊②と③については、１ヶ月以内に発行のもので、原本を提出とする。

＊⑤～⑫はＡ４版両面とし、文字サイズは１０ポイント以上とする。

(２) 申請書類の交付

申請書類等は、本市のホームページよりダウンロードとする。

交付期間

令和２年１１月３０日（月）～令和２年１２月２２日（火）

(３) 申請書類の受付

申請書類は持参、又は郵送（書留郵便に限る。書留の種類は問わない。）とする。

①提出期限

令和２年１２月２３日（水）午後５時まで

郵送の場合は提出期限までに必着とし、郵送する旨を連絡すること。

②提出場所

〒648-0072 和歌山県橋本市東家一丁目１番１９号

橋本市 水道環境部 水道経営室

９．参加資格審査の実施

- (１) 参加資格の審査の結果は、提出された申請書類により審査し、令和２年１２月２８日（月）までに電子メールにより通知する。
- (２) 参加承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、１２月２８日（月）午後５時までに連絡がない場合は、橋本市水道環境部水道経営室まで電話確認すること。

１０．提案書等の提出

- (１) 公募型プロポーザル参加資格を有する者は、次に掲げる書類を提出すること。

①技術提案書（任意様式：Ａ４版両面とし、縦置き横書きで文字サイズは１０ポイント以上とする。表紙は様式１１を使用とし、審査項目ごとに提案とする。）

②見積書（指定様式なし：消費税及び地方消費税を含めない。）

③内訳書（指定様式なし：見積書の内訳）

(２) 提出部数

①提案書 ８部（正本１部、副本７部）

②見積書 １部（封緘、封印すること。）

(３) 提案書等の受付

申請書類は持参、又は郵送（書留郵便に限る。書留の種類は問わない。）

とする。

①提出期限

令和3年1月15日（金）午後5時まで

郵送の場合は提出期限までに必着とし、郵送する旨を連絡すること。

②提出場所

上記8(3)②に準じる。

1 1. プレゼンテーション

提出された公募型プロポーザル提案書等の内容について、下記のとおりプレゼンテーションを実施こととする。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、プレゼンテーション参加者はマスクの着用・消毒等感染症対策を徹底すること。

- (1) 令和3年1月22日（金）に実施予定とし、1業者につき30分間の提案書説明と質疑応答とする。なお、時間帯については、担当課が指定するものとし、1月19日（火）までに電子メールにて各事業者に連絡する。
- (2) プレゼンテーションへの参加人数は4名以内とする。
- (3) プレゼンテーションにおいて必要な機材等（スクリーンは除く）は、提案業者が用意する。

1 2. 審査

(1) 選定方法

橋本市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて提案内容及び提案見積金額について総合的に審査し、採点の最高得点者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、技術提案の得点が高い参加者を優先交渉権者と決定する。また、企画提案者が1者になった場合でも評価を行い、優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、または契約交渉が不調となったときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(2) 審査項目

①参加表明書

- ・会社概要
- ・業務実績
- ・配置技術者の実績、資格

②技術提案書

- ・業務実施方針
- ・現状把握・分析について
（本市公共下水道・農業集落排水事業の特性・課題）
- ・業務の実施体制
- ・法適応後のサポート
- ・その他の提案

③提案見積金額

④プレゼンテーション

1 3. 提出書類に係る留意点

- (1) 提案内容については、仕様書に基づき、業務提案を行うこととする。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は原則認めない。ただし、組織変更等やむをえない場合の業務実施体制変更については可とする。
- (3) 見積書の宛先は、「橋本市長」とし、社名及び代表者氏名を記載の上、

- 社印及び代表者印を押印し、見積提出日を記載すること。
- (4) 各様式が必要な場合については、電子メールにて請求すること。

14. 質疑

- (1) 本業務及び提出書類にかかる質疑がある場合は、様式10を用いて質疑を行うこと。
- (2) 質疑の受付
質疑は、電子メールにて提出すること。
受付期間は、令和2年12月1日（火）～令和2年12月11日（金）午後5時までとする。
- (3) 質疑の回答
回答は、電子メールにて全ての提案業者に回答する。
なお、質問者名については匿名とする。

15. スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 令和2年11月30日(月) | 公告（ホームページへの掲載） |
| (2) 令和2年12月11日(金) | 質問提出期限 |
| (3) 令和2年12月18日(金) | 質問の回答 |
| (4) 令和2年12月23日(水) | 参加申込書等の提出期限 |
| (5) 令和2年12月28日(月) | 参加資格審査結果の通知 |
| (6) 令和3年1月15日(金) | 企画提案書等の提出期限 |
| (7) 令和3年1月22日(金) | プレゼンテーション（予定） |
| (8) 令和3年1月下旬 | 審査結果公表 |
| (9) 令和3年3月1日(月) | 契約締結 |

16. 審査結果

審査委員会開催後、1週間以内に採否を通知する。

17. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された優先交渉権者と本業務の契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉が成立しない場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (3) 提案業者は、審査の経緯及び結果についての異議申し立てを行うことはできない。

18. その他

- (1) 参加申込書を提出し担当課の承認を受けた場合でも、必要書類を提出しない場合、本プロポーザルには参加できない。
- (2) 参加申込者が1者のみの場合、その技術提案が本要領、本プロポーザルに係る仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を委託候補者とする。
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は提出者が追うものとし、記載内容に関する虚偽が判明した場合は、提案競技参加資格の取り消し及び指名停止処分を通知する場合がある。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。
- (6) 本件にかかる情報公開請求があったときは、橋本市情報公開条例に基づき非公開情報を除いて公開する。
- (7) 市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

19. 連絡先

〒648-0072 和歌山県橋本市東家一丁目1番19号 橋本市 水道環境部 水道経営室 TEL 0736-33-2860 FAX 0736-33-1611 E-mail sui-gyou@city.hashimoto.lg.jp
